

第29回気候変動枠組み条約 締約国会議(COP29)



COP29にて日本がG7の一員として「本日の化石賞」を受賞
Climate Action Network Japan より

目次

第29回気候変動枠組み条約締約国会議(COP29)	
COP29の結果と日本のエネルギーの岐路.....	2
深刻化する気候危機、2030年の日本の大幅排出削減は可能.....	4
NHK朝ドラ「虎に翼」と「原爆裁判」(2).....	5
JNEP情報.....	9
活動日誌.....	10

COP29の結果と日本のエネルギーの岐路

エネルギー問題研究者 佐川清隆

○ COP29、「資金に合意」も少額

第29回気候変動枠組み条約締約国会議(COP29)が11月24日までアゼルバイジャンで開催されました。今回の会議は「ファイナンス(資金)のCOP」と言われ、途上国への気候変動対策の資金が焦点となりました。

合意された先進国から途上国への資金の規模は、2035年までに少なくとも年3千億ドル(約45兆円)規模となりました。これはものすごい大金のように聞こえますが、これには再エネ・省エネへの投資だけでなく、気候変動の被害への対策も含まれます。また、公的資金だけではなく民間資金も含まれますし、貸しつけも含まれています。途上国や市民社会は年1兆ドル以上の資金を求めていました。インドの代表者は合意が採択された後、「この額は微々たるものだ」と他国の代表らに語ったといいますが、先進国の歴史的な責任や、現在の化石燃料への補助などを鑑みればあまりにも少額で、更に大幅な資金支援が必要でした。

もう一つの課題は、来年2月にせまっている各国の目標提出に備えて、35年の高い削減目標を出そうという機運を生み出すことでした。しかし、目標を出したのはイギリス(1990年比81%削減)やアラブ首長国連邦、来年のCOP30開催地であるブラジルなど数か国にとどまってしまうしました。

COP29の最終日の予定だった22日には、日本をはじめとする先進国(24か国・地域)は、世界の環境NGOが参加する「気候行動ネットワーク(CAN)」から「特大化石賞」を贈られてしまいました。

○ 日本の次のエネルギー基本計画、まともな議論なきまま策定すすむ

日本は次のエネルギー基本計画の議論をしており、17日に経済産業省は、現計画の改定案を公表しました。この「第7次エネルギー基本計画原案」では、原発について、今まで書かれてきていた「原発依存度を可能な限り低減する」との表現を削除し、新增設も認める方針に転換するなど、とんでもない方針が示されました。そして議論されている2035年のCO₂などの温室効果ガス削減目標は2013年比60%削減にとどまっています。IPCCは第6次統合評価報告書において、世界の気温上昇を1.5℃までに抑えるためには、世界全体で温室効果ガスを2030年までに43%、2035年までに60%(いずれも2019年比)以上削減する必要があるとしています。日本政府はこの60%と同等の目標というつもりでようですが、基準年を2019年比としており、IPCCの基準年2013年比で計算するなら日本の2019年比60%削減は2013年比だと66%削減でなければならず、60%削減ではとても足りないのです。国民一人当たりの排出量が世界平均よりはるかに多い先進国である日本は、より多くの責任を果たす必要があります。Climate Action Trackerは、1.5℃に整合させるためには、日本は2030年に66%以上、2035年に81%以上の削減目標が必要だとしています。パリ協定の実現には、日本は少なくとも75~80%規模の削減が求められます。

エネルギー基本計画原案の骨子は、2040年度の電源構成で原発の比率を2割程度(現在は6%ほど)にするために、原発を最大限活用し、建て替え方針は緩和、新規原発の「開発・設置に取り組む」ことを明記したこと(原発建て替えを容認。同じ電力会社であれば廃炉が決まった原発の敷地外にも次世代革新炉建設を認める。)、火力は3~4割程度(内訳の電源構成は示されていない)、再生可能エネルギーの比率は4割から最大でも5割(「主力電源」としつつ「最優先で取り組む」との従来表現は削除)。再エネは今のエネルギー基本計画でも2030年に36~38%としているので、2040年の目標が4割だと10年かけて2~4%しか増えないこととなります。EUは既に2023年に電力の44%が再エネで、2030年には65%以上になろうとしています。日本の再エネ目標は低すぎます。

議論では、データセンターと半導体工場が将来莫大な電力を消費するとの口実から、原発や火力発電を延命する一方で、肝心の省エネの議論はほとんどされていません。計画の改定を議論する経産省の審議会委員16人は、大半が原発の積極活用を支持する立場の人に占められており、性別や世代にも非常に偏りがあります。

若者世代中心に「結論ありきではなく、科学や若者の声を聞いて！」という署名運動も広がっています。日本原子力文化財団の最新アンケートで、段階的も含めて原発の廃止を求める意見は、規模の維持や拡大を求める声の2倍を上回り、様々なNGOや、若い世代、市民活動にかかわる人から原発推進方針に大きな批判の声が上がっています。また、研究団体やNGOから原発なしでCO2削減を進められる具体的な提案がいくつも出されています。この基本計画にもとづくCO2削減目標では、世界からも厳しい目で見られることは確実で、それは温暖化対策にとどまらず、様々な分野における日本の立場を悪くすることになるでしょう。

○ 省エネ対策もきちんと位置付けていくべき

例えば住宅や中小の建物の断熱対策をすれば、エネルギー消費を大幅に減らせるうえに、冬もあたたかく夏も過ごしやすい家で人びとが暮らせるようになります。地元の企業に仕事を回すことで、地域の活性化もすすめられます。地産地消で地元にお金がまわるような地道で着実な省エネ対策と再エネ導入を推し進める、前向きなエネルギー基本計画をつくらせるよう、今頑張っていきましょう。先延ばしすればするほど、私たち自身の犠牲も増え、未来はきびしくなります。まさに声を上げる時です！



11月21日のCOP会場内での子供たちの「地球守って！」のアクション
©CASA2024



11月14日に日本・韓国・フィリピンなどのアクション「アジアにガス(LNG)はいらない」
©CASA2024

深刻化する気候危機、2030年の日本の大幅排出削減は可能

独立行政法人産業総合研究所 主任研究員 歌川 学

11月30日に科学者会議第25回総合学術研究集会の分科会「気候変動に立ち向かう」が開催された。

*まず、日本と世界の気候変動の悪影響について報告があり、北極海の海氷面積が小さくなって今世紀になくなる可能性が指摘されていること、氷河が世界で減少していること、北極の近くのグリーンランドの氷が減少しており仮に全て解けると7m海面が上昇すること、南極の氷のうち西南極の氷床が溶け始めていることなどが指摘され、大きな気候の変化をもたらす減少で世界の海の熱塩循環(※注)の停止可能性を指摘された。日本の影響として黒潮の北上による夏の気温上昇、熱中症患者の拡大、農作物・漁業への悪影響、集中豪雨の増加、台風進路の変化や生態系の水に注目した報告もあった。

*全国の対策での報告。今の省エネ・再エネ技術の普及で、2030年にCO₂排出量を政府の基準年の2013年比で70%削減、来年にパリ協定で各国目標提出が求められる2035年については2013年比で80%削減が可能で、光熱費を大きく減らし、全体で得をしながら削減可能であること、これにより地域の産業振興や雇用拡大、人口減少を和らげることに寄与できることなどを示した。

1時間ごとの電力需給分析に基づく再エネ電力大量導入の報告では、2030年に石炭と原子力廃止の場合に1時間ごとの電力需給バランスをとり、1年間どの時間にも電力不足が生じないようにしながら再生可能エネルギー電力が年間60%以上になるとの分析報告。

電気自動車を充電する時間タイミングによりCO₂排出量が異なること。

化学工業では今は石油でプラスチックを作っているが、将来はどうなるかということで、カーボンリサイクルの報告。

*地域の再エネ普及についてのいくつかの報告があった。

滋賀県の水路を利用した小水力発電について報告。

奈良県の乱開発型の2箇所のメガソーラー計画(1件は計画中止だが、事業者が土地を所有したまま)、奈良県の太陽光の条例についての報告。

滋賀県に県外事業者が風力発電を設置する計画に対し、住民が地元出資分を申し入れていることについて報告。

大阪府・京都府の福祉施設、民間保育園や幼稚園への市民共同太陽光発電所設置が報告され、地域の環境学習や防災拠点、地域課題解決の関連が話された。

滋賀県で市民共同発電所の元本返済に自治体が協力して地域商品券が使われている例の報告。

報告を通じて、気候危機が現状でも深刻、産業革命前から1.5度を上回るような気温上昇では大きな悪影響が懸念されること、一方でCO₂排出量2013年比2030年70%削減は可能で、電力需給を確保しながら大きな削減ができること、それは大手だけのものではなく地域でさまざまな取り組みが可能かつ有効、全国の対策でも地域の対策でもそれをきちんと推進する制度仕組みが必要なことが報告され、議論された。

(※注) 熱塩循環とは、海水の温度と塩分濃度の違いによって生じる密度差によって駆動される海洋の大規模な循環現象です。海洋の深層循環とも呼ばれ、地球の気候に大きな影響を与えています。

NHK朝ドラ「虎に翼」と「原爆裁判」(2)

松永光司

5. 被害者が被告(日本国)に求めた損害賠償請求はどうなったか

もう一つの争点、被害者が国に求めた損害賠償請求はどう扱われたのだろうか。

「判決」は、交戦国が国際法上違法な戦闘行為によって相手国に損害を与えた場合は、その損害を相手国に賠償しなければならないことは国際法上確立された原則である、広島、長崎両市に対する原子爆弾の投下は米国陸軍航空機による正規の戦略行為であり、それによって日本国が損害を被ったのは公知の事実だから、日本国が国際法上米国に対し損害賠償請求権を有することは言うまでもないと指摘。(「判決」p54)

しかし、以下の諸点から「法律上、被告の責任を問うことは出来ない」と結論した。

(1) 国家機関の行った行為に対しては、国家機関が直接に責任を負わねばならず、その地位にあった者は個人責任を負わないとするのが国際法上の原則。だから原爆投下を命じた米国大統領トルーマンに対しては請求できない、と指摘。

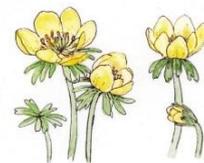
(2) それでは、国際法上の違法な戦闘行為によって損害を受けた個人は、加害国に対し、国際法上に基づく損害賠償請求権を有するであろうか、と考察。この問題を国際法の本質から論じても結論は出てこない、と結論。

(3) では逆に、個人は常に国際法上の権利主体となり得るかと問い、国際法上の諸学説や、個人の国際法上の主体を認めた事例を多数検討した。そして個人の主体性が認められるのは国際法が個人の権利義務を規定している場合に限られることを示し、本件にはその余地はないと結論した。

(4) 以上の検討から、「国際法上の違法な戦闘行為によって損害を受けた個人が、一般に国際法上その損害賠償を請求する途はない」(「判決」p59)と結論した。

(5) さらに、では「国内裁判所に救済を求めることが可能かどうか」を検討した。そして、①日本国内の裁判所による救済は認められない。なぜなら本件は、原告は米国を被告としてわが国の裁判所に訴えることとなるが、国家が他の国家の民事裁判権に服しないことは、国際法上確立した原則である。②では米国内の裁判所での救済は認められるか。手続法上はともかく実体法上の結論を言えば、米国の国内法では、原告は米国および米国大統領にたいして不法行為に基づく責任を問うことは出来ない。米国国内法では「主権免責の法理」が一貫して適用されているから、である。

(6) そして最後の課題として「対日平和条約による請求権の放棄は不当かどうか」を検討。「対日平和条約」第19条(a)は、「日本国は戦争から生じ、または戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民の全ての請求権を放棄(する)」と規定している。これについて、「判決」では「放棄された日本国民の請求権」とはいかなるものか、国家は、法主体として別個の存在である国民の請求権を放棄することができるか、など多方面から検討し、「国際法上の請求権は、放棄の対象とならず、(中略)放棄の対象とされた国内法上の請求権もその存在を認めがたい」、「さすれば、原告等は喪失すべき権利を持たず、したがって法律上これによる被告の責任を問う由もない」と結論した。



6：「判決」に込められた寅子の思い—「判決」のインパクト

この「原爆裁判」は裁判官3人の合議制であることはすでに述べた。ドラマでは、3人の裁判官が「判決」案の検討をほぼ終えたとき、寅子が、「うーん」と考え込み、「最後に一言付け加えさせてほしい」と言った。寅子は「この裁判は絶対にいい加減には終わらせない、必ず意味のある裁判にする」と誓っていた。

上述のように裁判は判決において、一方では「アメリカの原子爆弾投下行為は、戦争法の基本原則に違反している」と断罪した。しかし一方では「国際法上の違法な戦闘行為によって損害を受けた個人が、一般に国際法上その損害賠償を請求する途はない」、「対日平和条約による請求権の放棄の不当性についてはそもそも原告等は喪失すべき権利を持た(ない)」と、原告の損害賠償請求権を否定した。「原爆裁判」は国に補償を求める民事裁判であるから、この結果は原告敗訴、被告勝訴である。法律はそうであっても、現実には戦争に巻き込まれ、被爆した多くの国民が、戦争を始めた自国政府から見放され、その犠牲を一身に背負わされている。この不条理に裁判は目をつぶり「原告らは損害賠償を求める権利はない」と単に切り捨ててはたして良いのかと、寅子は苦悶したに違いない。ドラマでは寅子が苦悶の末に追記した(と思われる)部分を含め「判決」全文を裁判長が読み上げた。その追記された最後の部分はずいぶんようになっていた。

「国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がそれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。

しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果たされなければならない職責である。

しかも、そういう手続きによってこそ、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであって、そこに立法及び立法に基づく行政の存在理由がある。終戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである」。裁判長がこれを読みあげたとき、法廷は、一瞬静まり返った。実際の裁判においてこの文言は判決原文の最後に、一字一句そのとおりに書かれている。それは現実に三淵嘉子書いたのか、寅子が執筆したのはフィクションなのか、それはわからない⁶⁾。しかし寅子の生き様から、三淵嘉子が書いたに違いないと思わせる。

この判決について、大久保賢一弁護士(反核法律家協会会長)は、NHK番組「現代に生きる『原爆裁判』」(2024年9月9日放送)に出演し、つぎのように述べた。“私はこの判決を非常に勇気あるものと評価しています。米国の原爆投下を国際法上違法と断言し、政府や国会の怠慢を指摘するなどということはそれなりの覚悟がなければできない”と指摘し、なぜ、そのような判決になったかについて、“それは第一に、三人の裁判官たちは、司法に携わる者として、原爆という「残虐な兵器」がもたらした「被爆の実相」を無視することはできなかったから”と指摘し、“そして第2に、当時の裁判所にはこのような判決が書ける雰囲気があった。

嘉子さんの夫である三淵乾太郎さんの父は初代最高裁長官三淵忠彦さんで、三淵長官は、就任挨拶(「国民諸君への挨拶」)で次のように語った。『裁判所は、国民の権利を擁護し、防衛し、正義と衡平を実現するところであって、圧制政府の手先となって国民を弾圧し、迫害するところではない。裁判所は真実に国民の裁判所になりきらなければならない』。三人の裁判官はそのことを自らの良心としていたのではないかと当時のエピソードを紹介した。

むすび

この「原爆裁判」判決に対して国際的関心と評価は高い。戦後間もない敗戦国日本の司法が、戦勝国アメリカに対する裁判に取り組み、社会的圧力にひるまず敢然とこのような判決をなしたことは日本の誇りである。この判決はその後、原水爆禁止運動、そして核兵器禁止条約の締結に大きな役割を發揮した。

ノルウェー・ノーベル委員会は11月11日、2024年の平和賞を日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に授与すると発表した。同委員会は、“「核兵器は二度と使ってはならない」という世界的な合意「核のタブー」の形成に、被爆者が語る個人的な経験やそれをもとにした教育や運動が独特の役割を果し、核兵器の拡散と使用に反対する動きを広めた”と日本被団協の功績をたたえ、2024年ノーベル平和賞の授与を発表した⁸⁾。「原爆裁判」判決はこの「核のタブー」の源流に位置づけられる。

いまロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ侵攻の現実をみると、国際法があまりに無視され、現地の人々の命、日々の平穏がなんと乱暴に奪われていることか。これは国際法違反として厳正な措置が絶対に必要だと痛感する。

いま「日米同盟」と言えば思考停止に陥り、アメリカ言いなりに敵基地攻撃能力をもつミサイルシステムの導入など、際限のない軍事費拡大に走る自民党政治がある。それはこの「原爆裁判」判決の云う、“国民の命、生活を守ることに無関心で無責任な「政治の貧困」”そのものである。

「政治の貧困」をこれからも大手を振って歩かせてよいわけがない。朝ドラ「虎に翼」は、様々な角度から歴史に学び考える機会をわれわれに提示している。



NHKのホームページより

<参考資料>

1)「女性自身」Web記事 2024/09/28 <https://jisin.jp/entertainment/entertainment-news/2376079/>より：『虎に翼』を2010年以降の「おもしろかった朝ドラランキング」の2位にあげている。日本初の女性弁護士で裁判官となった主人公・寅子の生涯を通じ、朝鮮人差別、同性愛への偏見、尊属殺人問題、そして原爆裁判など現代にも通じる社会問題も取り上げた骨太の異色作。「心に響いた」「完全に朝ドラの域を超えている」と共感が多数寄せられた。

2)「東京地裁提訴事件」は、原告筆頭者である下田隆一氏の名にちなんで「下田事件」と呼ばれる。「東京地裁提訴事件」は後に「大阪地裁提訴事件」と合併審理されたので、最終的には合併された「原爆裁判」を「下田事件」、とくにその判決を判決を「下田事件判決」と呼ぶ。

3) https://www.hankaku-j.org/shimoda/tokyo02_pdf/331.pdf、会長：大久保賢一弁護士、所在地：埼玉県所沢市松葉町11-9ピースセンター(大久保賢一法律事務所内)

4) 福井康人「海外の法学者から見た日本の判例：下田事件判決(Shimoda case)に思う」、霞関会、2023年6月6日、<https://www.kasumigasakikai.or.jp/>

5) 実定法(positive law)は、「慣習や立法のような人間の行為によって作りだされ、一定の時代と社会において実効性をもっている法」とされる(Web「コトバンク」参照)。また「実定法は、人為により定立される現実的な法なので、あらゆる時代や場所に妥当する内容を持つものではなく、特定の時代や場所に限定されて妥当することになる。その意味において、あらゆる時代や場所に妥当するとされる自然法と対立する」(wikipedia)とも説明されている。

6) 左陪席の裁判官として「原爆裁判」に参加した高倉昭さんは、当時26歳、こう振り返る。「米国は超大国、敗戦国の国家機関である裁判所が戦勝国の戦争行為を表立って批判するので、そりゃ勇気がいりましたよ」「私が草案を書き、古関裁判長に渡して回覧してもらった。裁判長と三淵さんのどちらが先に目を通したかのかは聞いていません」「草案はすべて手書き、長い判決で苦労しましたよ。修正された部分もあったが、骨格は私の案が残った」「合議の秘密があるので内容を明かすことはできない」判決に込めた思いを「国際法違反かどうかに関わらず、賠償請求を棄却する方法もあったが、逃げずに理屈を立てて国際法を検証した。やはり原爆投下を正当視することはできなかった」と述べている。

『東京新聞』2024年7月28日付、“朝ドラモデルの裁判官が担当「原爆裁判」「投下は国際法違反」判決で指摘”

7) ノルウェーのノーベル委員会、オスロ2024年11月10日、<https://www.nobelpeaceprize.org/articles/nobel-peace-prize-2024-announcement>



NHKのホームページより

JNEP情報(2024年12月)

日本の2035年、2040年排出削減政府目標案

日本政府が経済産業省と環境省の審議会(産業構造審議会、中央環境審議会、合同部会)で、国の計画目標でありかつパリ協定に基づき提出する温室効果ガス削減目標について、2035年60%削減(2019年比だと53%削減にすぎない)、2040年73%削減(2019年比だと68%削減)とする案を出した。2030年目標は46%削減(2019年比だと37%削減)で変えなかった。政府の提案理由は2030年以降の日本の削減のトレンドにあっていくというもの、気候危機への危機感がない。温暖化の悪影響を小さくするための世界の削減目標は「気温上昇1.5度未満抑制」である。そのための温室効果ガス排出削減目安で2019年比で2030年43%削減、2035年60%削減、2040年69%削減の削減経路が「IPCC気候変動に関する政府間パネル」から示されている。日本の目標案は世界平均の目標も下回る。また下記のようにエネルギー基本計画で火力発電と原子力で半分かそれ以上を占めることになっており、石炭火力と天然ガス火力が継続するのであれば国際的に低いこの目標すら達成できない。

審議会でも「目標が低すぎる」「気温上昇1.5度抑制にあっていない」との意見があったが政府や容認する委員は根拠もなしに「気温上昇1.5度抑制にあっている」と言い張った。より高い2035年75%削減目標を提案する意見を出そうとしたら審議会事務局に拒否されたという委員からの指摘もあった。

エネルギー基本計画、2040年の原案

経済産業省は審議会(総合資源エネルギー調査会)にエネルギー基本計画に示す2040年のエネルギー構成、電力コストなどを報告した。まだ固まっていないと示し、以前の計画まで示されていたそれなりの根拠について、今回は12月中旬までの報告では示されていない。

2040年に省エネはエネルギー全体で10%くらいしか進まず電力消費は2-3割増えるとした。2040年の電源構成は原子力20%、火力30-40%、再エネ40-50%と報告。再エネ電力では今の欧州のドイツ・英国・イタリア・スペインなどのレベルにあと15年かけてやっと到達するレベルである。脱炭素火力、原子力は完成する根拠がなく、またこれが結局石炭火力や天然ガス火力の継続になるのであれば、上に示した目標は達成できない。

発電コストは、太陽光と風力は2040年になっても国際価格より相当高い計算に加え「統合コスト」として系統安定のコストが再エネに大きく上乗せされると発表した。原子力は、国際的に起こっている価格上昇は日本だけは起こらないと主張、また今東日本の原発再稼働でも生じている5000-7000億円の安全対策コストは今後新設をする際にはその工事費の多くは消えてなくなると主張した。



活動日誌

2024年

12月

1日(日)～2日(月)

全国公害被害者総行動
実行委員会合宿

3日(火)ノーモア・ミナマタ新潟訴訟
東京高裁第1回弁論

7日(土) 第8回高砂集会

9日(月) ノーモア・ミナマタ東京訴訟
東京地裁民事42部口頭弁論

10日(火) 第3次横田訴訟
立川地裁弁論

13日(金) 津島支援集会

15日(日) 公害資料館ネットワーク
フォーラム 立教大学

今後の日程

2025年

1月

8日(水) 全労連旗開き
東京ガーデンパレス 18:00～

25日(土) 環境公害セミナー
スモン公害センター
14:00～17:00

2月

6日(木) 全国公害被害者総行動実行委員会、
全国公害弁護団連絡会議、
公害・地球環境問題懇談会の
合同旗開き
JF新宿御苑 6F(新宿区新宿1-2-9)
17:00～19:00



発行 : 公害・地球環境問題懇談会
(公害・地球懇/JNEP)
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニーシティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-3663
FAX 03-3352-9476
郵便振替 : 00140-1-80892
加入者 公害・地球環境問題懇談会